公示送達

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定による益田都市計画事業益田川左岸北部地区土地区画整理事業の下記の者に対する換地処分通知書は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第1項及び第2項において準用する同法第77条第5項の規定により当該通知書の送付に代えてその内容を次のとおり公告します。

平成27年11月6日

益田都市計画事業
益田川左岸北部地区土地区画整理事業
施行者　益田市
代表者　益田市長　山本　浩章

1．書類の送付を受けるべき者

竹橋　栄太　大畑　源助　星野岩太郎
竹橋孫次郎　大畑雪太郎　大畑鉄太郎
中村　才治　中村　勝治　大畑利喜太
大畑　鉄治　大畑浦太郎　竹橋榮太郎
三輪　増吉　大畑宇三郎　寺井　虎吉
大畑　トク　新田　國藏　大畑　政治
大畑　貞治　新田　豊治　星野　米吉
三輪　亀太　三輪　峯太　大畑　文吉
大畑　長吉　南畑庄太郎　大畑　友吉
大畑　フネ
英国　大畑勢津子
アメリカ合衆国オハイオ州コロンブスベサルロード1714　ヘルマー明子
中国遼寧省瀋陽市　波田地　清
益田市中須町501番地1　海老谷ヨ子
益田市中島町イ76番地　大畑　虎一
益田市中島町イ989番地内1　又賀辰五郎
益田市イ221番内1　大畑　鉄治
益田市イ167番地　大畑　ユク

2．通知の内容

土地区画整理法第103条第1項の規定により益田都市計画事業益田川左岸北部地区土地区画整理事業の換地計画において定められた、別紙明細書及び換地図のとおり換地処分します。

教示

1．この通知について不服があるときは、この通知を知った日の翌日から起算して60日以内に島根県知事に審査請求することができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）なお、60日以内であっても、通知の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求することができなくなります。

2．この通知について不服があるときは、この通知を知った日から起算して6か月以内に益田市（益田市長が被告の代表となります。）を被告として、通知の取消しの訴えを提起することができます。なお、6か月以内であっても、通知の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

3．上記の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から起算して6か月以内に益田市（代表者　益田市長）を被告として通知の取消しの訴えを提起することができます。なお、6か月以内であっても、裁決の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、別紙明細書及び換地図は省略し、それらを島根県益田市中島町イ765番地において掲示します。

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十七年十月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十一月六日

札幌市手稲区富丘二条四丁目四番一五号
合同会社ファンライフ
清算人　長谷田有美

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十一月六日

福島県西白河郡西郷村字下前田西四五番地
株式会社シーオーエス
代表清算人　松本　敏博

解散公告

当法人は、平成二十七年十月二十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十一月六日

東京都新宿区新宿七丁目三番三九号
株式会社ギャラリィ清光
代表清算人　木下　靖

解散公告

当社は、平成二十七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十一月六日

東京都世田谷区赤堤一丁目一〇番二一号
株式会社ケイ・プランニング
代表清算人　桒田　丹

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十一月六日

東京都文京区後楽一丁目二番二号
静岡自生農場株式会社
代表清算人　松本　敏博

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十一月六日

東京都文京区後楽一丁目二番二号
株式会社コスモ・プロパティ
代表清算人　松本　敏博

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十一月六日

東京都中央区日本橋二丁目一〇番八号
株式会社コムス
代表清算人　松本　敏博

解散公告

当社は、平成二十七年十一月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十一月六日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号
ガッサン・プロパティーズ特定目的会社
代表清算人　三品　貴仙

解散公告

当社は、平成二十七年十一月五日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十一月六日

東京都渋谷区神宮前六丁目七番一号ＴｒｅｓＣ表参道Ｃ棟
テネリータ株式会社
清算人　中西　俊文

解散公告

当社は、平成二十七年十月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十一月六日

千葉県船橋市中野木二丁目一番六号
有限会社小石運輸
清算人　小石　和成

解散公告

当社は、平成二十七年十月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十一月六日

群馬県前橋市朝倉町三丁目五番地二七
特定非営利活動法人土筆の会
代表清算人　伊藤　稜司

解散公告

当社は、平成二十七年十月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十一月六日

千葉県船橋市中野木二丁目一番六号
有限会社小石運輸
清算人　小石　和成